

第 5 回

姫路市新美化センター周辺地域連絡調整会議

令和 7 年 5 月 1 0 日

津田公民館 1 8 : 0 0 ~

次 第

1 開会

2 報告

- (1) 事業の進捗状況について
- (2) 事業の今後の予定について

3 議題

- (1) 付帯施設について
- (2) 関連整備事業について
- (3) 地域活性化施策について
- (4) 地域環境整備事業について

2 (1) 事業の進捗状況について

○基本計画策定

- ・基本計画検討業務委託
契約期間：～R7.8.31

・基本計画検討委員会の開催

R6.7.29	第1回検討委員会
R6.8.1	第1回技術専門部会
R6.9.2	第2回検討委員会（現地視察）
R6.10.30	第2回技術専門部会(非公開)
R6.11.18	第3回検討委員会
R6.12.25	第3回技術専門部会(非公開)
R7.1.28	第4回検討委員会
R7.5.14	第5回検討委員会（予定）

・パブリック・コメント

公表・意見受付 3/17～4/18

意見回答 6/中旬（予定）

○旧南部美化センター解体撤去工事

R7.4.4 公告

R7.7.18 開札

R7.10.初 契約（議案）

○生活環境影響調査

- ・生活環境影響調査業務委託
契約期間：～R8.3.13

○整備・運営事業

・発注支援業務委託

契約期間：～R9.3.26

○地域連絡調整会議の運営

R6.8.10	第1回地域連絡調整会議
R6.11.9	第2回地域連絡調整会議
R6.11.30	第3回地域連絡調整会議（現地意見交換）
R7.2.8	第4回地域連絡調整会議
R7.5.10	第5回地域連絡調整会議

○庁内推進委員会

R6.8.16	第1回庁内推進委員会
R6.12.17	第2回庁内推進委員会

2 (2) 事業の今後の予定について

<基本計画>

- ・令和7年6月下旬頃 基本計画策定

<生活環境影響調査>

- ・～令和8年1月 現況調査、分析
- ・令和8年1月頃 生活環境影響調査書の縦覧
- ・令和8年1月～2月頃 意見書提出期間（1か月）
- ・令和8年3月頃 意見書に対する回答公表

<解体工事>

- ・契約期間：令和7年10月初旬～令和9年7月15日
- ・（契約後） 住民説明会開催
⇒開催方法等については、別途協議します

<本体整備・運営事業>

○発注者支援業務

- ・契約期間：令和7年4月4日～令和9年3月26日

【目標：R9.3事業契約締結】

R7.6～R7.8頃 プラントメーカーへの見積依頼（予定）

R7.10～11頃 実施方針の公表（予定）

<交通量調査>

- ・令和7年11月頃 前年と同様に実施

3 (1) 付帯施設について_方向性

<方向性>

○大規模な研修室を整備する

- ・通常は見学者等の受入施設。空き時間はバレーなどのスポーツ利用を想定。災害時は指定避難所として避難者の受入を行う。
- ・広さ、用途、利用方法、管理方法などについては、津田地区連合自治会と協議したうえで決定する

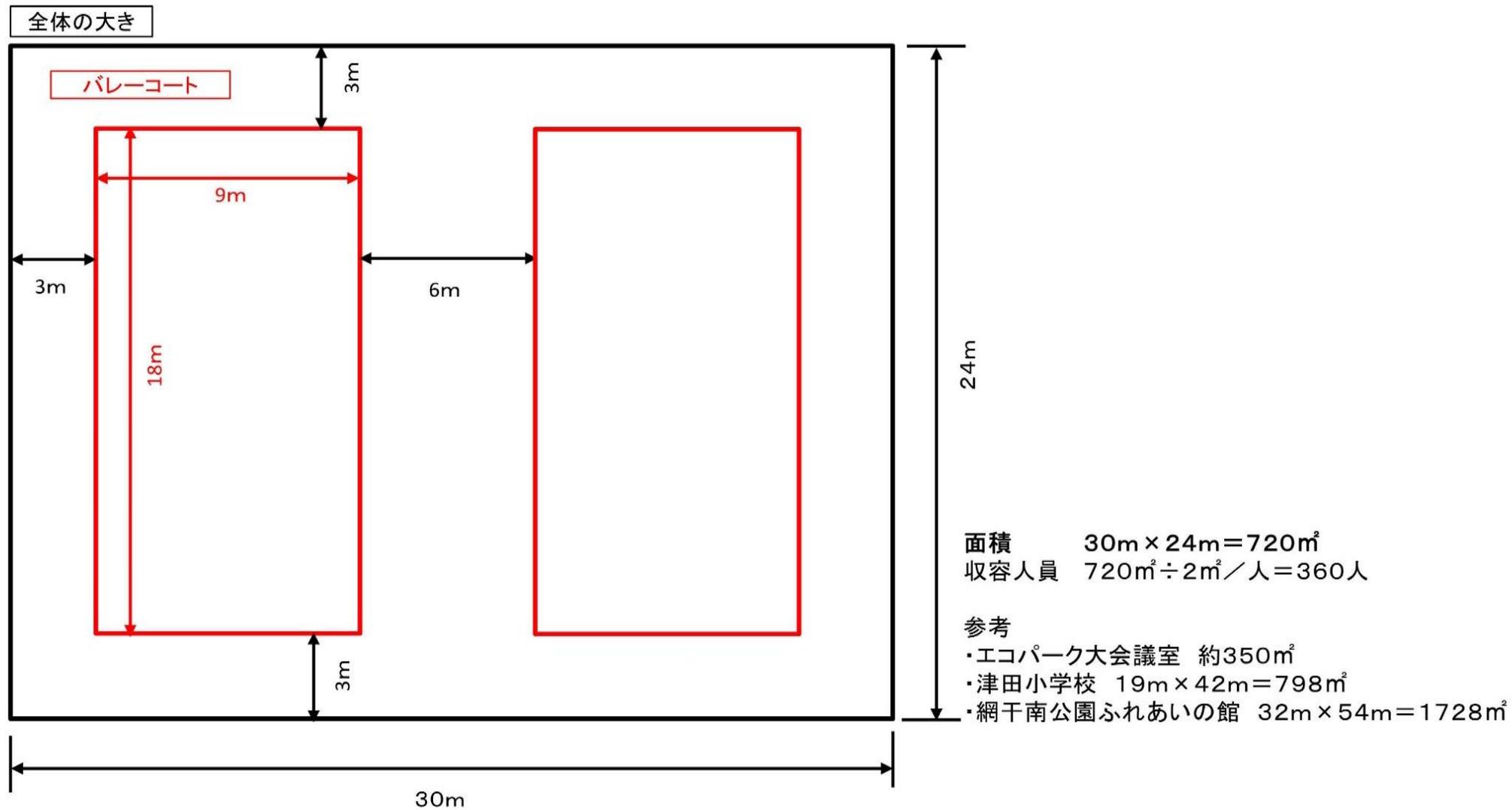
<整備の進め方>

- ・本体整備事業と一体的に整備する
- ・令和7年6月頃に事業費算定のため、プラントメーカーに付帯施設を含めた見積りを依頼する予定
⇒令和7年6月頃までに概要（広さ等）を決める必要がある
- ・最終的な整備の方針は、他の施策と合わせて検討し、決定する
- ・整備事業の要求水準書に求める内容を明記し、事業者に詳細な整備内容の提案を求める

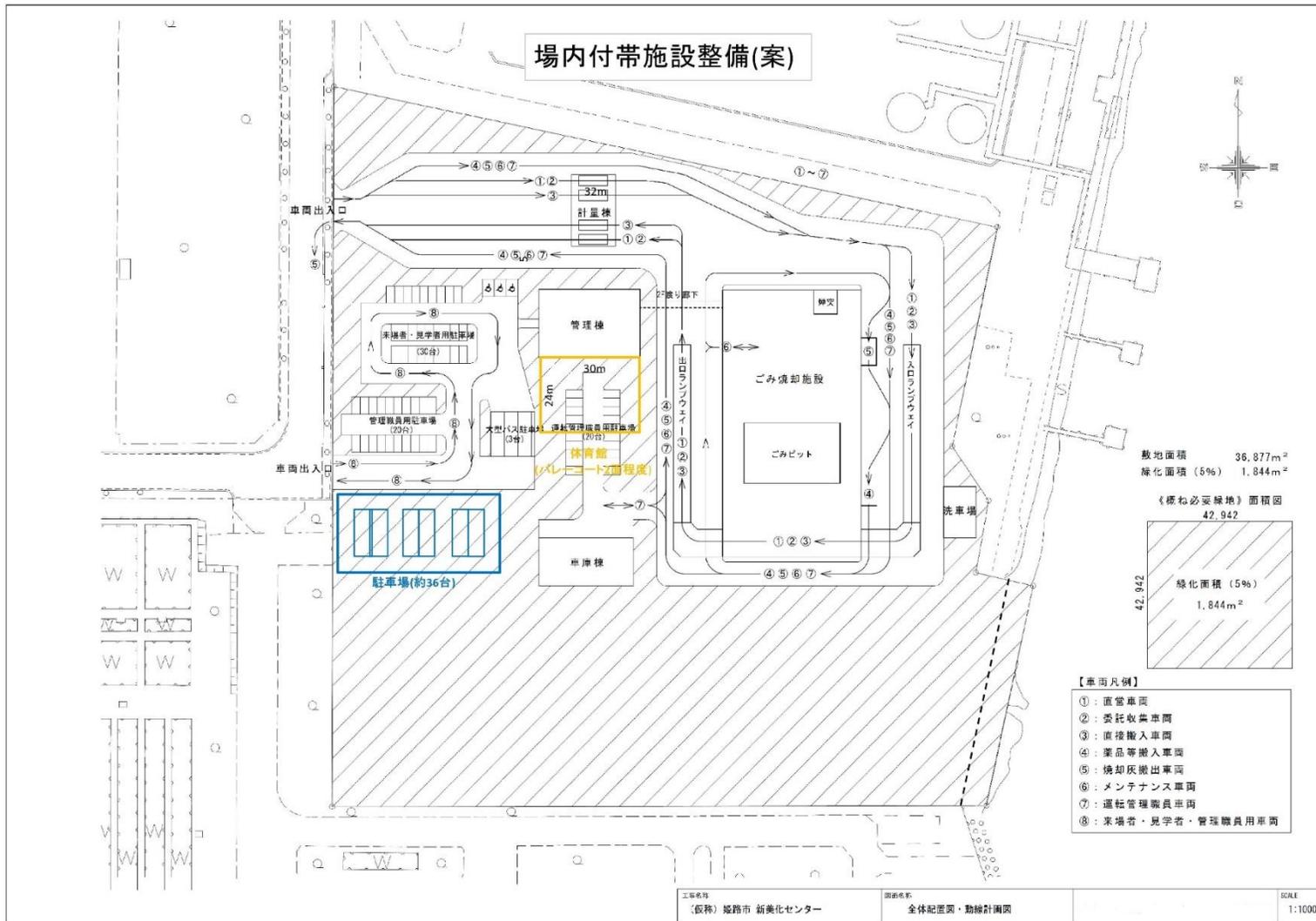
<要求水準書記載イメージ>

- ・●●m×●●m以上の研修室を整備する
- ・通常は大規模な見学者の受入を想定。利用の無い時間はバレーボールやバトミントンなどの室内スポーツの利用を想定
- ・室内スポーツの利用を想定したネット等の備品や枠線の整備を行うこと
- ・災害時等は避難所（指定避難所となる見込み）として、●●●名以上の受入が可能な体制を整えること
- ・災害時における避難所の運営は本市職員が行うが、運営に当たり必要な協力は行うこと

3 (1) 付帯施設について_整備イメージ (研修室)

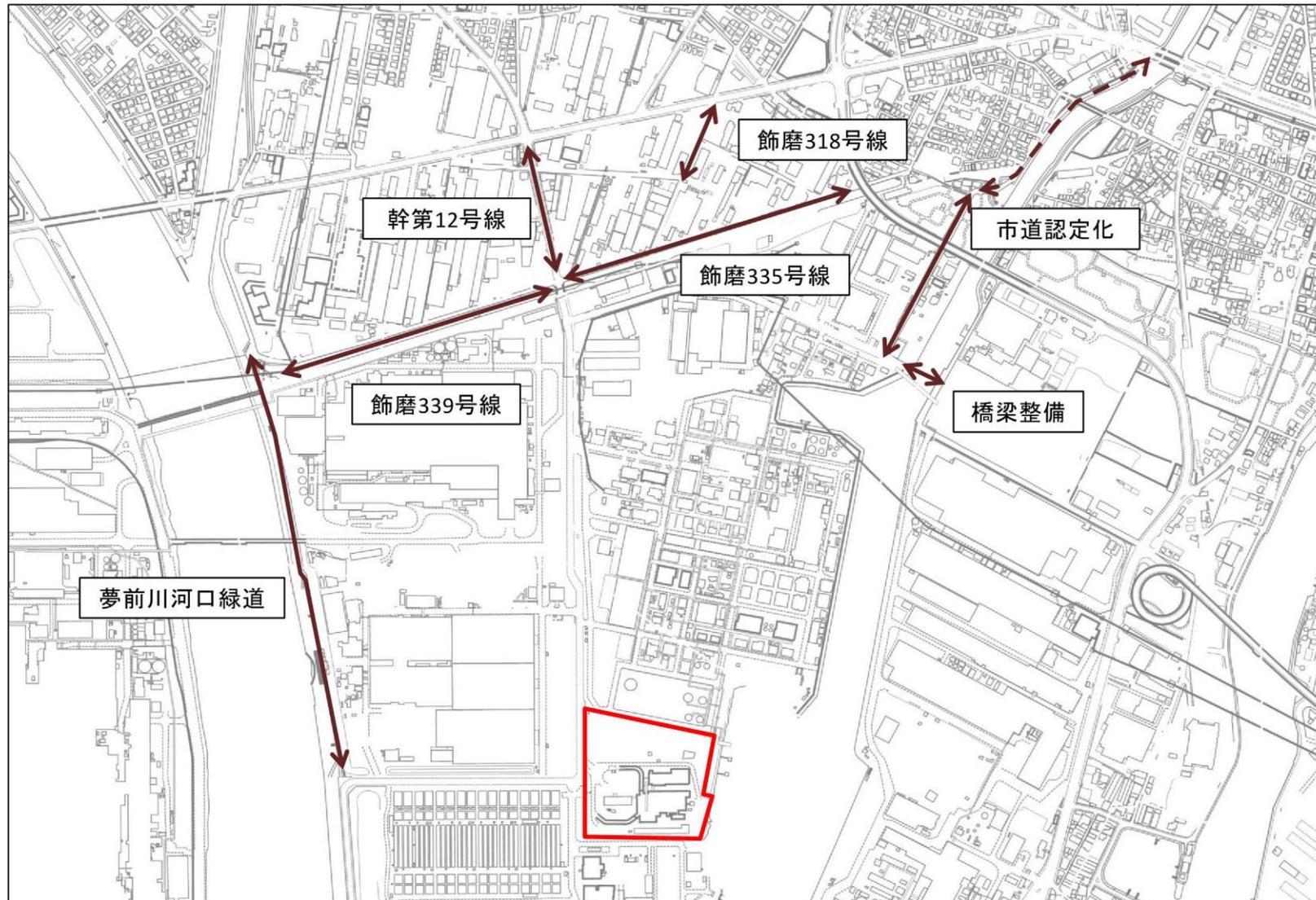


3 (1) 付帯施設について_整備イメージ (全体)



※配置はイメージです。実際の施設配置は事業者からの提案により決定されます。

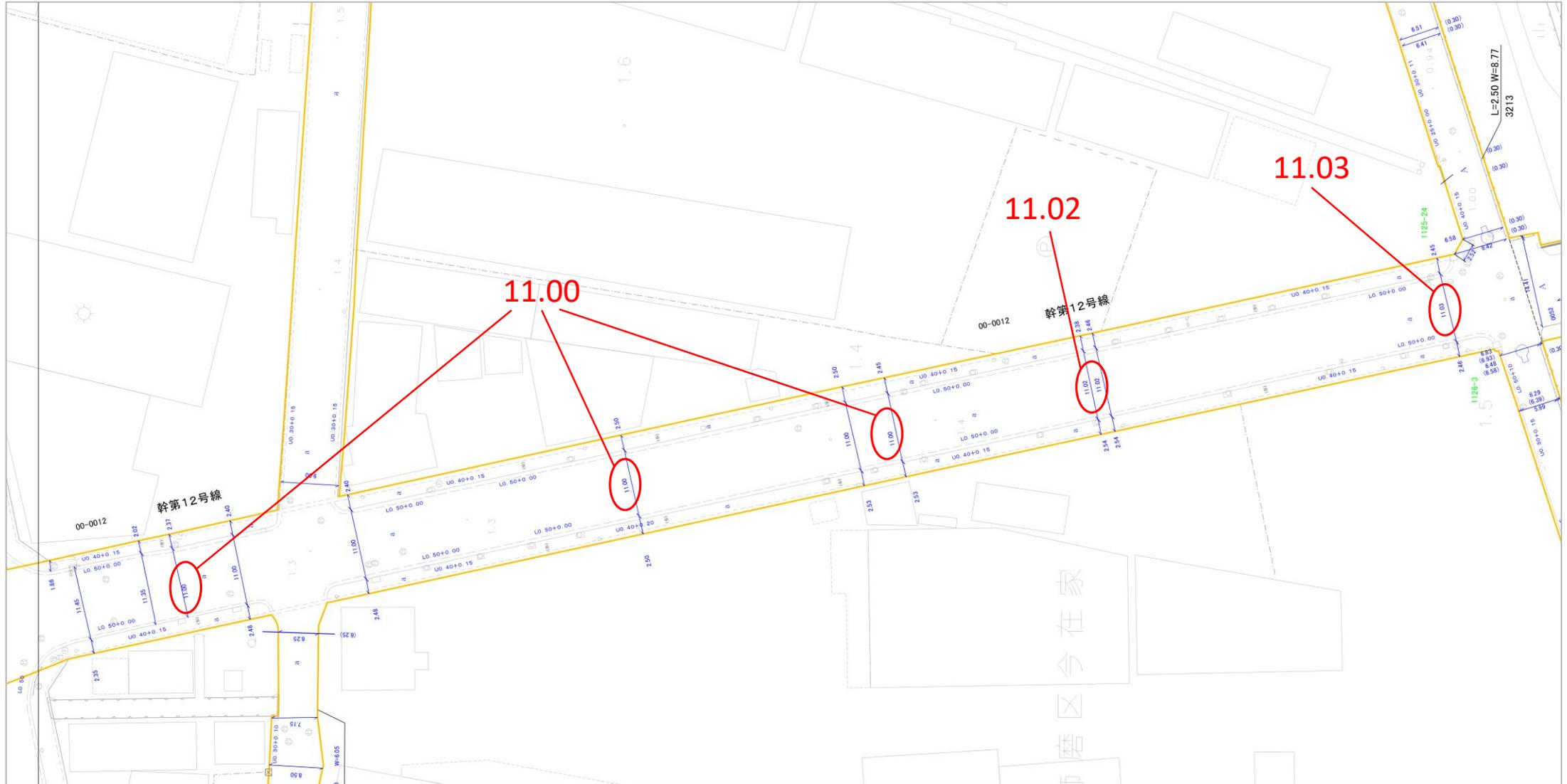
3 (2) 関連整備事業について_施設周辺図



3 (2) 関連整備事業について_幹第12号線(航空写真)



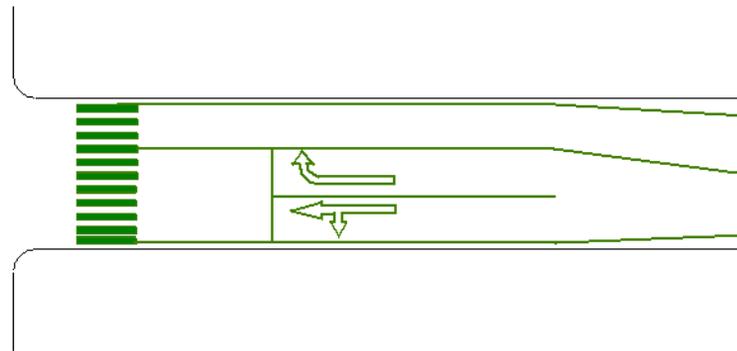
3 (2) 関連整備事業について_幹第12号線(道路台帳)



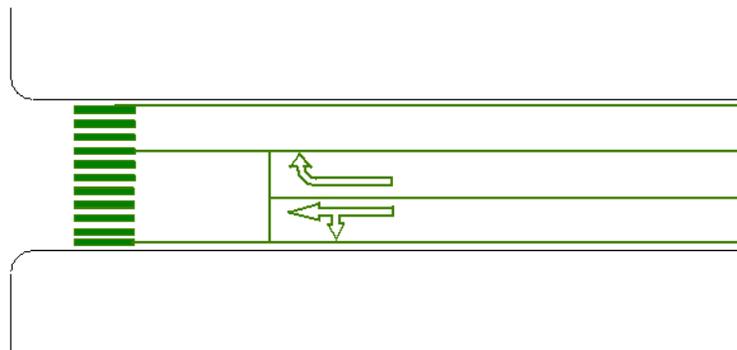
3 (2) 関連整備事業について_幹第12号線(延伸イメージ)

幹第12号線
(右折レーン延伸)

整備前



整備後



3 (3) 地域活性化施策について_方向性

<方向性>

①津田公園（東側）の再整備【津田地区連合自治会】

- ・津田公園東側の老朽化した野球場・テニスコートなどを再整備する
- ・東側はスポーツゾーン、西側は遊戯ゾーンと住み分けを図り、利便性と安全性を向上させる

【整備の進め方】

- ・東側で整備するスポーツ種目について、津田地区連合自治会・スポーツ21などの団体と協議して決定する
- ・連合自治会・各種団体の意見を聞きながら、コンサルにて整備イメージを作成し、予算規模を算定する
- ・地域連絡調整会議で報告後、庁内推進委員会で各局（建設局・財政局等）との調整を図る
- ・最終的な整備の方針は、他の施策と合わせて検討し、決定する

②津田地区内で実施するその他の施策

○街区公園の再整備・・・モニュメントの撤去、整地、外周フェンスの改修等

○私道の市道認定化

- ・津田地区連合自治会、各単位自治会と協議し、整備内容を決定する

3（4）地域環境整備事業について_方向性

<方向性>

○市が自治会等に対して行う補助・助成制度に上乗せを実施

【対象地域】新美化センターの稼働により車両の集中などにより、地域の環境に負荷をかけると思われる地域

⇒津田地区と、英賀保・飾磨橋西・飾磨橋東地区のうち新美化センターから一定の距離に存する自治会

【財源】新美化センターの稼働により生じる売電収入等のうちの一部

⇒新美化センターでの売電収入等の見込みが判明したのちに、関係課と協議する

【補助内容】既存の補助・助成制度のうち、財源の範囲内で、地域連絡調整会議の意見を聞きながら、関係課と協議する

⇒既存の補助・助成制度の上乗せを想定しており、補助の新設ではない

⇒最終的な方針は、他の施策と合わせて検討し、決定する

【対象期間】新美化センター稼働後、一定期間

⇒3～5年程度を想定